

新潟県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第39号

新潟県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県旅館業法施行細則（昭和50年新潟県規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第3条</u> （略）</p> <p>（宿泊者名簿）</p> <p><u>第4条</u> 省令第4条の2第3項第2号に規定する知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>（貯湯槽の管理の基準）</p> <p><u>第5条</u> 条例第4条第1項第2号エ(7)に規定する貯湯槽の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>（原水及び原湯の水質の基準）</p> <p><u>第6条</u> 条例第4条第1項第2号エ(イ)に規定する原水及び原湯の水質の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>	<p><u>（従業員名簿の備付け）</u></p> <p><u>第3条</u> 営業者は、従業員名簿を備え、従業員の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p><u>第4条</u> （略）</p> <p>（宿泊者名簿）</p> <p><u>第5条</u> 法第6条第1項の宿泊者名簿の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 職業</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号</p> <p><u>2 営業者は、前項の宿泊者名簿を3年以上保存しなければならない。</u></p> <p>（貯湯槽の管理）</p> <p><u>第6条</u> 条例第4条第1項第4号エ(7)に規定する管理の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>（原水及び原湯の水質の基準）</p> <p><u>第7条</u> 条例第4条第1項第4号エ(イ)に規定する原水及び原湯の水質の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>

(浴槽水の水質の基準)

第7条 条例第4条第1項第2号エ(エ)に規定する浴槽水の水質の基準は、次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)

(水質検査)

第8条 条例第4条第1項第2号エ(エ)の規定による検査は、次により行うものとする。

- (1)～(3) (略)

(浴槽水及び浴槽の管理の基準)

第9条 条例第4条第1項第2号エ(ウ)に規定する浴槽水及び浴槽の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 循環ろ過装置を使用していない浴槽水は、1日に1回以上完全に取り替えること。
- (2) 循環ろ過装置を使用している浴槽水は、おおむね2週間に1回以上完全に取り替えるとともに、塩素による消毒その他の方法により消毒すること。
- (3) 循環ろ過装置を使用していない浴槽は、1日に1回以上清掃し、及び消毒すること。
- (4) 循環ろ過装置を使用している浴槽は、おおむね2週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(循環ろ過装置等の管理の基準)

第10条 条例第4条第1項第2号エ(カ)に規定する循環ろ過装置、浴槽水を浴槽と循環ろ過装置との間で循環させるための配管及び集毛器の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 循環ろ過装置は、おおむね2週間に1回以上消毒し、汚れを排出すること。
- (2) 浴槽水を浴槽と循環ろ過装置との間で循環させるための配管は、おおむね2週間に1回以上消毒し、かつ、1年に1回以上点検して生物膜等の汚れを除去すること。
- (3) 集毛器は、1日に1回以上清掃すること。

第2号様式 (第2条関係)

旅館業承継承認申請書

(略)

(略)	
営業の種別	1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業
(略)	
旅館業法第3条第2項	

(浴槽水の水質の基準)

第8条 条例第4条第1項第4号エ(エ)に規定する浴槽水の水質の基準は、次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)

(水質検査)

第9条 条例第4条第1項第4号エ(エ)の規定による検査は、次により行うものとする。

- (1)～(3) (略)

(収容定員の特例)

第10条 条例第4条第3項の規定による収容定員の特例は、次のとおりとする。

- (1) 省令第5条第1項第1号に掲げる施設(客室の延べ有効面積が50平方メートルを超える施設及び簡易宿所営業の施設を除く。)については、客室ごとに有効面積2.5平方メートルについて1人
- (2) 省令第5条第1項第2号及び第3号に掲げる施設(簡易宿所営業の施設を除く。)については、客室ごとに有効面積1.65平方メートルについて1人

第2号様式 (第2条関係)

旅館業承継承認申請書

(略)

(略)	
営業の種別	1 ホテル営業 2 旅館営業 3 簡易宿所営業 4 下宿営業
(略)	
旅館業法第3条第2項	

各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

第3号様式（第2条関係）

旅館業承継承認申請書

(略)

(略)	
営業の種類別	1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業
(略)	
旅館業法第3条第2項各号（第7号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容	

(略)

第5号様式（第2条関係）

旅館業変更届出書

(略)

(略)	
営業の種類別	1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業
(略)	

添付書類 構造設備の変更の場合は、変更前後の状況を明らかにする図面

第6号様式（第2条関係）

停止
旅館業廃止届出書
再開

(略)

第3号に該当することの有無及び該当するときは、その内容

添付書類 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄付行為の写し

第3号様式（第2条関係）

旅館業承継承認申請書

(略)

(略)	
営業の種類別	1 ホテル営業 2 旅館営業 3 簡易宿所営業 4 下宿営業
(略)	
法第3条第2項第1号又は第2号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	

(略)

第5号様式（第2条関係）

旅館業変更届出書

(略)

(略)	
営業の種類別	1 ホテル営業 2 旅館営業 3 簡易宿所営業 4 下宿営業
(略)	

添付書類

- 1 構造設備の変更の場合は、変更前後の状況を明らかにする図面
- 2 構造設備の変更について関係法令の規定による許可等を要するときは、当該許可書等の写し

第6号様式（第2条関係）

停止
旅館業廃止届出書
再開

(略)

(略)	
営業の種別	1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業
(略)	

(略)			
営業の種別	1 ホテル営業	2 旅館営業	
	3 簡易宿所営業	4 下宿営業	
(略)			

第2条 新潟県旅館業法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

旅館業許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者	住所		電話	() —
	氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)		生年月日	年 月 日

下記のとおり営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

旅館業の施設	名称			
	所在地		電話	() —
営業の種類別		1 旅館・ホテル営業	2 簡易宿所営業	3 下宿営業

旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分	第 号施設			
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合	営業期間			
旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第4号に該当する場合	客室延べ有効面積			
	提供する役務	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第23号)第2条第 号 該当 内 容 {		
あつせん先	氏名			
	住所		電話	() —
	提供する役務	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条第 号 該当 内 容 {		

- 注 1 「あつせん先」欄は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条第1号へ、第2号へ又は第3号へに該当する場合に記入すること。
- 2 「あつせん先」欄の「氏名」欄は、あつせん先が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入すること。

構造		敷地面積				建物面積			延べ面積				
		m ²				m ²			m ²				
旅館業の施設の構造設備	客室	寝台を置く客室	客室床面積 (収容定員)	m ² (人)	計	玄関 帳場	室						
			階	室	室	室	室	室	室	室		m ²	
			階									食堂	室
			階										m ²
			階									飲料水設備	水道 ・ その他 ()
			計	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)		
	客室	寝台を置かない客室	客室床面積 (収容定員)	m ² (人)	計	受水槽	有 ・ 無 (m ³)						
			階	室	室	室	室	室	室	室			
			階									寝具数	組
			階										
			階									施設の総定員	人
			計	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)	室 (人)		
共用浴室	階 m ²	浴槽の 容積	m ³	m ³	屋外浴槽 の容積	m ³	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無			
			m ³	m ³		m ³	シャワー	有(個)・無	ジェット噴射装置	有(基)・無			
	階 m ²	浴槽の 容積	m ³	m ³	屋外浴槽 の容積	m ³	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無			
			m ³	m ³		m ³	シャワー	有(個)・無	ジェット噴射装置	有(基)・無			
	階 m ²	浴槽の 容積	m ³	m ³	屋外浴槽 の容積	m ³	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無			
			m ³	m ³		m ³	シャワー	有(個)・無	ジェット噴射装置	有(基)・無			
	階 m ²	浴槽の 容積	m ³	m ³	屋外浴槽 の容積	m ³	打たせ湯	有(基)・無	気泡発生装置	有(基)・無			
			m ³	m ³		m ³	シャワー	有(個)・無	ジェット噴射装置	有(基)・無			
	貯湯槽		循環ろ過装置		集毛器		消毒装置		温泉の利用				
	有(基)・無		有(基)・無		有(個)・無		有(基)・無		有・無				
便所	下水道・浄化槽・くみ取り					個室専用		共用					
	区分	階	階	階	階	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所				
		大	個	個	個					個			
	男子	小	個	個	個	個	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所			
		女子	個	個	個	個	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所			
	個室 専用	階	階	階	階	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所	階 箇所			
個		個	個	個									

<p>玄関帳場を設けない場合は、旅館業法施行規則第4条の3に規定する基準に適合する設備を設けること又は新潟県旅館業法施行条例第7条第1号ア及びイに規定する基準に該当することの説明</p>		
<p>玄関帳場の機能を代替する設備、措置等の基準</p>		<p>説 明</p>
<p>旅館・ホテル営業</p>	<p>簡易宿所営業</p>	
<p>宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること</p>	<p>玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること</p>	
<p>事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること</p>	<p>事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること</p>	

旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無					
第1号	成年被後見人又は被保佐人	有・無	第2号	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有・無
第3号	禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者	有・無	第4号	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有・無
第5号	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	有・無	第6号	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が旅館業法第3条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する者	有・無
第7号	法人であつて、その業務を行う役員のうち旅館業法第3条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの	有・無	第8号	暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無
旅館業法第3条第2項各号に該当するときは、その内容					

添付書類

- 1 旅館業の施設の各階ごとの平面図
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 3 飲料水として水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書の写し

新潟県収入証紙貼付欄

附 則

この規則は、公布の日から施行する。